

日本醸造学会賞授与規程

日本醸造学会（以下「学会」という。）に日本醸造学会賞（以下「学会賞」という。）を設け、その授与に関して次のように定める。

第1条 学会賞は、日本醸造学会功績賞（以下「功績賞」という。）及び日本醸造学会奨励賞（以下「奨励賞」という。）とする。

第2条 功績賞は、醸造学の発展、醸造に関する研究者及び技術者の育成・指導、醸造に関する著作等に顕著な功績のあった学会または公益財団法人日本醸造協会（以下「協会」という。）の会員に授与する。

2 前項の規定にかかわらず、現在退会している者にあっても、原則として過去5年以上会員であり、授賞の対象となる功績が会員当時のものについては功績賞を授与することができる。

3 功績賞の受賞者には、賞状、賞牌及び副賞を贈る。

第3条 奨励賞は、醸造に関する研究及び技術の開発に優れた業績をあげた次に掲げる条件を全て満たす学会の会員に授与する。

一 授賞対象となる研究または技術開発が次のいずれかであること。

(1) 研究または技術開発課題のシーズを醸造の現場に求めたものであること。

(2) その理論または開発の結果が醸造の現場で実用化されているかもしくは実用化される可能性が高いものであること。

二 過去5年間に日本醸造協会誌（日本醸造学会誌を含む）などの専門誌に論文（総説を含む）が掲載されていること。

三 受賞者の年齢は、授賞の年の4月1日において満50歳以下であること。

2 奨励賞の受賞者には、賞状、賞牌及び副賞を贈る。

第4条 醸造の範囲は、酒類、味噌、醤油、食酢及びその他の発酵調味料に係る分野とする。

第5条 学会の会員並びに協会の会員及び役員は、功績賞及び奨励賞の受賞候補者を推薦することができる。

2 受賞候補者を推薦しようとする者は、功績賞にあつては別紙様式1、奨励賞にあつては別紙様式2の用紙に必要事項を記入して、定められた期日までに学会事務局に提出しなければならない。

第6条 功績賞及び奨励賞受賞候補者を選考するため、学会長は、それぞれの賞の選考委員会を設ける。

2 選考委員会は、委員5名以上10名以内をもって構成し、学会長はその都度、当該専門知識を有する学識経験者に委員を委嘱する。

3 選考委員会の委員長は、委員の互選で決める。

4 選考委員会は、委員以外の者の専門的意見を求めることができる。

5 選考委員長は、受賞候補者の選考結果に選考経過及び理由書を添えて、学会長に答申する。

6 学会長は選考委員会の答申を尊重して受賞者を決定し、受賞者氏名及び受賞理由を日本醸造学会誌及びホームページに掲載して公表する。

7 各賞受賞候補者及びその関係者は、当該の賞に関する受賞候補者の選考に関与することができない。

8 選考に関する事項は、本規程に定めるほかは内規で定める。

第7条 授賞は学会の年次大会において行う。

第8条 本規程の改廃は、幹事会の決議を経て学会長がおこなう。

附 則

1. 本規程は、平成22年10月1日より実施する。

2. 本規程は、平成24年12月10日より実施する（一部改正）。

3. 本規程は、令和3年1月1日より実施する（一部改正）。